

## 学校法人國學院大學個人情報保護に関する規程

平成 29 年 5 月 9 日  
改正 令和 4 年 5 月 17 日

### 第 1 編 総則

#### (目的)

第 1 条 学校法人國學院大學（以下「本法人」という。）は、個人情報の保護が人格の尊厳に由来する基本的要請であることを深く認識し、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）個人情報の保護に関する法律施行令（以下「政令」という。）個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）等関連法令にしたがって、個人情報の適正な取得、利用、保存及び管理を図り、もって本法人における個人の権利、利益及びプライバシーの保護に資することを目的として、この規程を定める。

#### (定義)

第 2 条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの。

2 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの。

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方法により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの。

3 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をい

う。

4 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの及びこれに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。ただし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして、政令で定めるものを除く。

5 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

6 この規程において「保有個人データ」とは、本法人が、本人からの求めに応じて開示し、内容を訂正、追加又は削除し、利用又は第三者への提供を停止し、及びデータそのものを消去することができる権限を有する個人データをいう。ただし、政令で定めるものを除く。

7 この規程において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

(2) 第1項第2号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

8 この規程において「削除情報等」とは、仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報（その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。

9 この規程において「仮名加工情報データベース等」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように構成したものとして政令で定めるものをいう。

10 この規程において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

(2) 第1項第2号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

11 この規程において「加工方法等情報」とは、匿名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工方法のこと（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。

12 この規程において「匿名加工情報等」とは、匿名加工情報と加工方法等情報を併せたものをいう。

13 この規程において「匿名加工情報データベース等」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの其他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように構成したものと政令で定めるものをいう。

14 この規程において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

15 この規程において「個人情報等」とは、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。

16 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

17 この規程において「構成員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 役員等

理事、監事及び評議員の職にある者

(2) 教職員

専任及び兼任の教員、研究員等並びに専任、嘱託及びその他の職員等、本法人が設置する学校（以下「各学校」という。）に就業する者

(3) 学外者

各学校の業務遂行に関わる者であって、本法人と雇用関係を有しない者

18 この規程において「管理区域」とは、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを管理する区域をいう。

19 この規程において「取扱区域」とは、個人データを取り扱う事務を実施する区域をいう。  
（責務）

第3条 本法人は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う本人の権利の侵害の防止に関し、個人情報の取扱いに関する基本方針の策定及び公開等、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

（理事長の責務）

第4条 理事長は、本法人における個人情報保護に関する取り組みを統括する責務を有する。

## 第2編 個人情報

### 第1章 安全管理措置

#### 第1節 組織的安全管理措置

(体制の整備)

第5条 各学校は、個人データを適正に管理するために必要な体制を整備しなければならない。

(構成員の責務)

第6条 構成員は、個人データの取扱い又は委託処理等、個人データを取扱う業務に従事する際に、法、政令及び規則並びにその他の関連法令、ガイドライン、この規程及びその他の規程に従い、個人データの保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

2 構成員又は過去に構成員であった者は、職務上知り得た個人情報を漏えいし、又は、不当な目的に利用してはならない。

(情報漏えい事案等への対応)

第7条 各学校は、個人データの漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の事案の発生又は兆候を把握した場合の体制を整備しなければならない。

2 各学校の長は、個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合は、必要に応じて、学校法人國學院大學危機管理本部へ報告しなければならない。この場合において、本法人は、法に従い、個人情報保護委員会へ報告しなければならない。

#### 第2節 人的安全管理措置

(教育及び研修)

第8条 各学校は、構成員に対し、個人データの適正な取扱いのために必要な教育及び研修を定期的に行わなければならない。

#### 第3節 物理的安全管理措置

(管理区域及び取扱区域)

第9条 個人情報に関する事務の取扱いにおける管理区域及び取扱区域について、次の各号に従い、当該各号に掲げる措置を講じる。

##### (1) 管理区域

個人情報データベース等を取り扱う情報システムを管理するため、持ち込むことのできる機器や電子媒体等を制限する。

##### (2) 取扱区域

個人データを取り扱う事務を実施するため、権限を有しない者による個人データの閲覧等をされないよう、適切な措置を講じる。

(個人データが記載された書類及び記録された媒体等の移動)

第10条 各学校は、個人データが記載された書類又は記録された電子媒体等を移動する場合の取扱いについて定めなければならない。

(個人データの削除又は廃棄)

第 11 条 個人データの削除又は廃棄にあたっては、復元できない手段によって削除又は廃棄をする。

#### 第 4 節 技術的安全管理措置

##### (アクセス制御)

第 12 条 各学校は、個人データ及び個人情報データベース等を取り扱うことができる者を限定し、並びに取り扱うことができる個人データ及び個人情報データベース等の範囲を限定するために、ユーザーID、パスワード等の識別方法を用いてアクセス権を設定することにより、アクセス制御を行う。

##### (外部からの不正アクセス等の防止)

第 13 条 各学校は、外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェア対策として、必要な措置を講じる。

### 第 2 章 個人情報の取扱い

#### 第 1 節 個人情報の取得及び利用等

##### (利用目的)

第 14 条 個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

3 あらかじめ本人の同意を得ないで、第 1 項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

4 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、すみやかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

6 利用目的を変更した場合には、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

7 第 3 項から前項までの規定は、法に定める場合については、適用しない。

##### (個人情報の取得)

第 15 条 個人情報の取得は、適法かつ適正な方法で行うものとし、各学校の教育研究活動及び運営の円滑な遂行に資する範囲に限り、これを行うものとする。

2 個人情報の取得に際しては、利用目的を明らかにしなければならない。当該利用目的には、保有期間及び第三者への提供の有無を含むものとする。

3 個人情報の取得は、法に定める場合を除き、原則として本人から行わなければならない。

4 個人情報を第三者から取得する場合は、本人の権利を侵害することのないよう、十分に留意しなければならない。

(要配慮個人情報の取得)

第16条 法に定める場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(適正利用)

第16条の2 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(目的外利用の禁止)

第17条 取得した個人情報は、法に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用してはならない。

2 他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を利用してはならない。

(データ内容の正確性の確保等)

第18条 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなった個人データを遅滞なく削除又は廃棄するよう努めなければならない。

第2節 個人情報の第三者提供

(第三者提供)

第19条 本法人が保有する個人データは、法に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者へ提供してはならない。

2 前項の規定は、第15条第2項の定めにより、あらかじめ第三者に提供をしないとした保有個人データにも適用される。

(オプトアウトによる第三者提供)

第20条 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、規則に定める所定の方法により、個人情報保護委員会に届け出たときは、前条の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第15条の規程に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者から法第27条第2項本文の規程により提供されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)である場合は、この限りでない。

(1) 本法人及び第三者提供を行う各学校の名称、住所及び代表者の氏名

(2) 第三者への提供を利用目的とすること。

- (3) 第三者に提供される個人データの項目
- (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
- (5) 第三者への提供の方法
- (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(7) 本人の求めを受け付ける方法

(8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして規則で定める事項

2 前項における「あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」とは、次に掲げるいずれかの措置を講じることという。

(1) 第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。

(2) 第三者に提供される個人データについて、本人が前項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

3 第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同行の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、第1項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨について、規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 前項における「あらかじめ」とは、第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくことをいい、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」とは、本人が第1項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によることをいう。

(削る)

(削る)

5 各学校の長は、第1項及び第3項による個人情報保護委員会に対する届出事項が同委員会により公表された後、すみやかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、第三者に提供される第1項各号の事項(変更があったときは、変更後の事項)を公表するものとする。

6 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前条第1項並びに本条第1項及び第3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

(2) 事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の名称及び住

所並びに代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

7 前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の名称若しくは住所又は代表者の氏名に変更があった場合は遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第21条 外国(個人の権利利益を保護する上で、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として規則で定めるものを除く。)にある第三者(個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第3項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。)に個人データを提供する場合は、法に定める場合を除き、あらかじめ当該外国の第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、第19条及び前条の規定は適用しない。

(削る)

2 前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 個人データを外国にある第三者(第1項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供をする際の記録)

第22条 各学校は、個人データを第三者に提供した場合の記録について定める。

(第三者提供を受ける際の確認及び記録)

第23条 各学校は、第三者から個人データの提供を受けた場合の確認及び記録について定める。

(個人関連情報の第三者提供)

第23条の2 個人関連情報を第三者に提供する際に、当該第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、第19条第1項に規定する法に定める場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

(1) 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

(2) 外国にある第三者への提供に当たっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第21条第3項の規定は、前項の規定により個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、第21条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 各学校は、個人関連情報を第三者に提供する際の確認及び記録について定める。

### 第3編 匿名加工情報

#### 第1章 安全管理措置

##### 第1節 組織的安全管理措置

(組織及び体制)

第24条 各学校は、匿名加工情報を作成し又は取得する場合には、匿名加工情報を適正に管理するために必要な事項を定めなければならない。

(構成員の責務)

第25条 構成員は、匿名加工情報の取扱い又は委託処理等、匿名加工情報を取扱う業務に従事する際に、法、政令及び規則並びにその他の関連法令、ガイドライン、この規程及びその他の規程に従い、匿名加工情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

2 構成員又は過去に構成員であった者は、職務上知り得た匿名加工情報を漏えいし、又は、不当な目的に利用してはならない。

(情報漏えい事案等への対応)

第26条 各学校は、匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号(特定個人情報に係るものを除く。)及び加工方法等情報の漏えい等の発生又は兆候を把握した場合の体制を整備しなければならない。

2 各学校の長は、前項に定める情報の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合は、必要に応じて、学校法人國學院大學危機管理本部へ報告しなければならない。この場合において、本法人は、法に従い、個人情報保護委員会へ報告しなければならない。

##### 第2節 人的安全管理措置

(教育及び研修)

第27条 各学校は、構成員に対し、匿名加工情報等の適正な取扱いのために必要な教育及び研修を定期的に行わなければならない。

##### 第3節 物理的安全管理措置

(管理区域及び取扱区域)

第28条 第9条の規定は、匿名加工情報等に関する事務の取扱いにおける管理区域及び取扱区域に準用する。

(匿名加工情報等の移動)

第 29 条 各学校は、匿名加工情報等が記載された書類又は記録された電子媒体等を移動する場合の取扱いについて定めなければならない。

(匿名加工情報等の削除又は廃棄)

第 30 条 匿名加工情報等が記載された書類及び記録された電子媒体等の削除又は廃棄にあたっては、復元できない手段によって削除又は廃棄をする。

第 4 節 技術的安全管理措置

(アクセス制御)

第 31 条 第 12 条の規定は、匿名加工情報等の取扱いにおけるアクセス制御に準用する。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第 32 条 第 13 条の規定は、外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェア対策に準用する。

第 2 章 匿名加工情報の取扱い

第 1 節 匿名加工情報の作成

(匿名加工情報の適正な加工)

第 33 条 匿名加工情報(匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないよう、当該個人情報を加工しなければならない。

(匿名加工情報の作成時の公表)

第 34 条 匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

2 前項に規定する場合において、個人に関する情報の項目が同一の匿名加工情報を、同じ手法により継続的に又は反復して作成する場合には、最初の匿名加工情報を作成し、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する項目を公表する際に、作成期間又は継続的な作成を予定している旨を明記する等継続的に作成されることとなる旨を明らかにしているときは、その後作成される匿名加工情報に含まれる個人に関する項目の公表については、先の公表により行われたものとする。

3 各学校は、他の事業者個人データを提供して匿名加工情報の作成を委託するときは、当該各学校が当該匿名加工情報に含まれる個人に関する項目を公表しなければならない。

第 2 節 匿名加工情報の第三者提供

(匿名加工情報の第三者提供時の公表及び明示義務)

第 35 条 匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

2 前項に規定する場合において、個人に関する情報の項目及び加工方法が同一の匿名加工情報を、同じ方法により継続的に又は反復して第三者に提供する場合には、最初に匿名加工情報を第三者に提供し、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する項目を公表する際に、作成期間又は継続的な提供を予定している旨を明記する等継続的に提供されることとなる旨を明らかにしているときは、その後に第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する項目の公表については、先の公表により行われたものとする。

(識別行為の禁止)

第36条 匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

第3節 自ら作成した匿名加工情報以外の匿名加工情報の取扱い

(匿名加工情報の第三者提供時の公表及び明示義務)

第37条 第35条の規定は、自ら作成した匿名加工情報以外の匿名加工情報を第三者に提供する場合に準用する。

(識別行為の禁止)

第38条 第36条の規定は、自ら作成した匿名加工情報以外の匿名加工情報を取り扱う場合に準用する。

第4編 仮名加工情報

第1章 安全管理措置

第1節 組織的安全管理措置

(体制の整備)

第39条 各学校は、仮名加工情報を作成し、又は当該仮名加工情報に係る削除情報等を取得する場合には、仮名加工情報及び削除情報等を適正に管理するために必要な事項を定めなければならない。

(構成員の責務)

第40条 構成員は、仮名加工情報及び削除情報等の取扱い又は委託処理等、仮名加工情報を取扱う業務に従事する際に、法、政令及び規則並びにその他の関連法令、ガイドライン、この規程及びその他の規程に従い、仮名加工情報又は削除方法等の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

2 構成員又は過去に構成員であった者は、職務上知り得た仮名加工情報又は削除情報等を漏えいし、又は、不当な目的に利用してはならない。

(情報漏えい事案等への対応)

第41条 各学校は、削除情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の体制を整備しなければならない。

2 各学校の長は、削除情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合は、必要に応じて、学校法人國學院大學危機管理本部へ報告しなければならない。この場合において、

本法人は、法に従い、個人情報保護委員会へ報告しなければならない。

## 第2節 人的安全管理措置

(教育及び研修)

第42条 各学校は、構成員に対し、仮名加工情報及び削除情報等の取扱いのために必要な教育及び研修を定期的に行わなければならない。

## 第3節 物理的安全管理措置

(管理区域及び取扱区域)

第43条 第9条の規定は、仮名加工情報及び削除情報等に関する事務の取扱いにおける管理区域及び取扱区域に準用する。

(仮名加工情報及び削除情報等の移動)

第44条 各学校は、仮名加工情報及び削除情報等が記載された書類又は記録された電子媒体等を移動する場合の取扱いについて定めなければならない。

(仮名加工情報及び削除情報等の削除又は廃棄)

第45条 仮名加工情報及び削除情報等の削除又は廃棄にあたっては、復元できない手段によって削除又は廃棄をする。

## 第4節 技術的安全管理措置

(アクセス制御)

第46条 第12条の規定は、仮名加工情報及び削除情報等の取扱いにおけるアクセス制御に準用する。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第47条 第13条の規定は、外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェア対策に準用する。

## 第2章 仮名加工情報の取扱い

### 第1節 仮名加工情報の取扱い

(仮名加工情報の適正な加工)

第48条 仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう、当該個人情報を加工しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第49条 法に定める場合を除くほか、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報(個人情報であるものに限る。以下この節において同じ。)を利用してはならない。

2 仮名加工情報を取り扱うにあたっては、電話をかけ、郵便を送付し、電報を送達し、ファクシミリ若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

(利用目的)

第50条 第14条の規定は、仮名加工情報を取り扱う際の利用目的に関する事項に準用す

る。この場合において、同条第2項の規定は準用しないものとし、同条第4項中「本人に通知し、又は公表し」とあるのは、「公表し」と、同条第6項中「本人に通知し、又は公表し」とあるのは、「公表し」とする。

(仮名加工情報の取得)

第51条 第15条第1項の規定は、仮名加工情報の取得に準用する。

(利用不要時の消去)

第52条 仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(識別行為の禁止)

第53条 仮名加工情報を取り扱うにあたっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

第2節 仮名加工情報の第三者提供

(第三者提供)

第54条 法に定める場合を除くほか、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報(個人情報であるものを除く。)を第三者へ提供してはならない。

第5編 委託

(個人データの取扱い又は匿名加工情報の作成の委託)

第55条 各学校は、個人データの取扱い又は匿名加工情報の作成の全部又は一部を委託することができる。

2 各学校は、個人データの取扱い又は匿名加工情報の作成の全部又は一部を委託する場合の取扱いについて定める。

第6編 開示請求及び訂正並びに苦情処理

(保有個人データに関する事項の公表)

第56条 保有個人データに関し、次の各号に掲げる事項について、本人の知りうる状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かななければならない。

- (1) 本法人及び各学校の名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 全ての保有個人データの利用目的(法に定める場合を除く。)
- (3) 次に掲げる事項に係る請求に応じる手続

ア 個人データの利用目的の通知請求

イ 保有個人データの開示請求

ウ 保有個人データの訂正、追加又は削除

エ 保有個人データの利用の停止又は消去

オ 保有個人データの第三者への提供の停止

(4) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

第7編 雑則

(委任)

第 57 条 この規程に定めるもののほか、各学校において個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定める。

（事務の所管）

第 58 条 個人情報の保護に関する事務の所管は、各学校において定めるものとし、本法人全体に関する事項については、國學院大學総務部総務課がこれにあたる。

（改廃）

第 59 条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。